

大阪市個人情報保護条例の全部改正等について

総務局行政部行政課（情報公開G・法務G・文書G）

市民局ダイバーシティ推進室人権企画課

1 本条例について

市長その他の本市の各機関が保有する個人情報について、適正な取扱い（収集、保有、提供等）並びに開示、訂正及び利用停止請求のルールを定めるもの

2 改正の理由

個人情報保護とデータ流通の両立を図るための全国的な共通ルールを定める「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報の保護に関する法律が改正され（以下改正後の同法を「改正個人情報保護法」という。）、本市を含む地方自治体の保有する個人情報の取扱い及び開示請求等については、改正個人情報保護法が適用されることとなった。

これを受けて、大阪市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問を行い、答申を得たため、答申を踏まえて、改正個人情報保護法の規定と重複する規定及び同法では許容されない規制に係る規定を削除し、同法の委任に基づく事項など法の施行のために必要な事項を定めるとともに、改正個人情報保護法が許容する範囲において、本市独自の制度を定めるため、必要な改正を行うものである。

また、市会の保有個人情報については、改正個人情報保護法が適用されないため、市会からの要請を受けて執行機関と同様の取扱いとなるよう必要な規定を本条例において定めるものである。

3 主な改正内容

- (1) 改正個人情報保護法と重複する規定を削除する。
（定義、責務規定、個人情報の取扱いに係る規定、保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求に係る規定、罰則）
- (2) 改正個人情報保護法では許容されない規制に係る規定を削除する。
（個人情報の収集の制限、保有個人情報の電子計算機処理の制限等、保有個人情報の目的外利用等に係る審議会への事前諮問に係る規定等）
- (3) 改正個人情報保護法において条例に委任された事項の規定を設ける。
（保有個人情報の開示請求等の改正個人情報保護法に基づく事務に係る手数料の規定など）
- (4) 改正個人情報保護法第 108 条に基づき同法の特例その他本市独自の制度に係る規定を設ける。
・改正個人情報保護法をそのまま適用すると、現行条例に規定されている市民の権利の制限につながる規定（保有個人情報の訂正・利用停止請求

等の対象が狭くなる、保有個人情報の開示請求に対する決定期限が 14 日から 30 日に延長されるなど) について、同法の特例として現行どおりとする旨の規定を設ける。

- ・法では許容されないことから廃止した規定について、可能な範囲で代替手段を設ける(審議会への事前諮問の廃止に代えて、事後の審議会への報告とするなど)

(5) 市会に係る個人情報の保護について、国の個人情報保護委員会への報告、行政機関等匿名加工情報の作成・提供に係る規定等を除き、執行機関と同様の取扱いとするための規定を新設する。

(6) 事業者等が取り扱う個人情報の保護について、改正個人情報保護法が適用されることとなるため、同法と重複する規定又は法では許容されない規制に係る規定を削除する。

(事業者、出資法人等、指定管理者の保有する個人情報の保護に係る措置等に関する規定等)

(7) 必要な経過措置を設ける。

4 関連条例の改正

(1) 大阪市情報公開条例(平成 13 年大阪市条例第 3 号)

情報公開請求の際の非公開情報に行政機関等匿名加工情報等を追加するための改正等を行う。

(2) 大阪市特定個人情報保護条例(平成 27 年大阪市条例第 89 号)

市会が保有するマイナンバーに係る取扱いについて、保有個人情報の取扱いの特例を定めるための改正等を行う。

(3) 大阪市行政不服審査法施行条例(平成 28 年大阪市条例第 13 号)

改正個人情報保護法が適用されることとなるため、個人情報開示請求に対する非開示決定等の根拠が、条例から法律に変更されることに伴い、必要な整備を行う。

(4) 大阪市公文書管理条例(平成 18 年大阪市条例第 15 号)

「個人情報」の定義を改正個人情報保護法に定める「個人情報」の定義に揃えるための改正を行う。

(5) 大阪市暴力団排除条例(平成 23 年大阪市条例第 10 号)

「実施機関」の定義を改めることによる改正を行う。なお、本改正は、「大阪市個人情報保護条例を改正する条例」の附則により改正を行う。

5 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日